

りす俱樂部

2017年
3月号
第249号



バラの写生

久しぶりに夏目漱石「吾輩は猫である」を読んでいる。文中の「画をかくなら何でも自然その物を写せ」のフレーズに誘われ思い立ち、バラを描いてみた。今さらながらとは言え、修行不足を思い知らされ身につまされる。

弁護士 福井大海

家族の役割の一部を担いたい

弁護士 長谷川 範子

私がりすシステム及びりすの利用者様のお手伝いをするようになってから早4年が経過した。それはつまり公証人だった父が亡くなってから4年も経つということだ。以前にも寄稿させていただいたとおり私の父荒木紀男は検察官を退官後、公証人となり平成10年から21年まで、りすの利用者様の公正証書を数多く作成してきた。だから利用者様の中には、父がお手伝いさせていただいた方も多くいらっしゃるしやると聞く。

その父が公証人を退官して弁護士になり、心機一転、弁護士としてりすシステムのお手伝いを開始した矢先に癌がみつかり、その術後に長年の喫煙でポロポロになっていた肺に異常をきたした。周囲に元気を与え続けていた父は享年72歳と現役のまま太く短く逝った。そんな父が生前、まだりすと何のかかわりも無かった私にりす俱樂部を見せながら松島相談役のことを「りすシステム、これはリビ

ングサポートシステムの略なんだけど、そういう仕組みを作ったすごい人だ」と感嘆しながら教えてくれたことを覚えている。また、杉山代表のことを親しみを込めて『あゆみちゃん』と呼んでいたと聞く。スタッフの皆さんから「荒木先生はとつても気さくでお優しくして本当に大好きでした！」と言っていただけと今でも涙が出る。

私も仕事で悩むと、父ならどう言うかな？と心の中の父と会話することがある。『人は亡くなってでも人の心に生き続ける』と言われることがあるが、最近、その意味が少しわかるようになった気がする。法律相談やご依頼に応じて利用者様と面談するときに強く感じるのは、利用者様とりすシステムのスタッフとの強い信頼関係だ。スタッフは利用者様の力になりたいと動き、利用者様はそんなスタッフの姿をご覧になっている。信頼関係は一日では築くことはできな

い。私が利用者様と面談するときには、今日のりすとの信頼関係に至るまでの過程を想像しながら常に「りすに対する利用者様の信頼を私が壊してはいけない」と気持ち新たにします。

弁護士の仕事は法律事務はもちろん、紛争性の高い案件も多く、相手方と対峙するわけなので希望どおりの結果とならないケースも当然ある。それでも説明をし、時間をかけて最善を尽くす。案件を担当するときに『依頼者が家族だったらどうするか?』、りすシステムの代表はじめスタッフの皆の働きぶりを見て、わが身をそう振り返ることが多くなった。

そういう気持ちでいることがりすシステムのサポートをするときには大事だよと、天国の父がどこかで見てくれているような気持ちになる。

相談業務の中で

気づいたこと、学んだこと



個々の法律相談や受任事件の内容を私ここで書くわけにはいかないが、法律相談や案件を担当して気づいた点について少し紹介してみたいと思う。

これまでりすシステムで行ってきた法律相談を思い返すと、『自筆証書遺言を書きたい』との相談が比較的多かったように思う。

自筆証書遺言を書きたい理由として多く聞かれるのは、

1. 公正証書を何度も書き直すと公証人や関係者に迷惑をかけてしまい簡単に書き直せないが、自筆であれば気が向いたときに一人で書き直せるので気軽である。
2. 公正証書は費用がかかる。
3. 公正証書は面談と作成の段取りが大変である。
4. 公正証書にしようと思ったが、遺贈する相手方の住民票が必要と言われたものの、諸般の事情から遺贈の相手方に対して住民票を求めることができず簡単に資料をそろえることができない。

などである。

確かにどれも理解できることだ。公正証書の作成には、りすのアドバイザーをはじめ、公証人、証人などいろいろな人の手助けが必要であるし、手続きには時間も手間も費用もかかる。

しかし、公証人の立場からすれば、公正証書とて何度でも書き直しが可能であるし、作成に必要な手続きを要することについては公正証書とするからには公証人にはその有効性を確実なものにする職責があり、そのための手続きを経るのは当然である、ということになる。公正証書といえども、ひとたびその有効性に争いが生ずれば、民事裁判として地方裁判所に「遺言無効確定

認訴訟」が提起され、公証人本人が証人としてその有効性を証言しなければならぬ場面もある。

公証人は遺言能力、遺言意志を慎重に観察し、確実に執行可能な文言を選んで作成する。

このような手続きを経るからこそ、有効で実現可能な遺言書を作成することができるのである。

一方で、自筆証書遺言を書きたいという相談者の気持ちも理解できる。

ただ、ときとしてこんな誤解もある。

『公正証書に書いた遺産は、それ以後1円も使つてはいけない。』

これは全くの誤解である。公正証書に書いた遺産、例えば不動産を公正証書作成後に遺言者が売却すれば、その部分に関する遺言事項のみ撤回したことになるだけで、公正証書そのものの有効性は変わらず、当然再度書き直す必要などない。

これは預貯金の額、株の銘柄・株式数を変更しても、銀行預金、保険契約等を解約しても同じである。心配であれば財産が変動した場合でも対応可能な文言にしてみればよいわけで、そうすれば公正証書を作成した後も、安心してご自分の思うようにご自分のために資産を活用できる、というわけである。

公正証書に対するこのような懸念の結果、実際に自筆証書遺言を作成されて問題

なくご遺志を実現された例も数多くある一方で、残念ながら自筆証書遺言の作成内容に誤りがあり、ご遺志が実現できなかったり、手続きに余計な時間と費用がかかってしまったりしたケースもある。そのようなときには「やはり公正証書にしてもらったよかったのに」と感じることは正直多い。

りすの案件ではなく、一般的に聞くケースであるが、『自筆証書遺言を作成したと聞いているが見つからない』というケース。ご自身で大事にしまっても、ご本人の死後、誰にも見つけてもらえなければ実現できない。もし見つけてもらえたととしても、発見者に不利又は無関係な内容の遺言書そのまま握りつぶしてしまう、放置してしまうという事態も考えられなくもない。(なお、りすの利用者様の中には自筆証書遺言を生前にりすに預けている方もいらっしゃるようで、その場合にはご逝去後速やかに自筆証書遺言検認手続きに移行していただきます)

次に、自筆証書遺言は検認手続きを経たが、内容に不備があるケース。特に多いのは遺産がすべて網羅されていないケースである。その場合には脱漏している部分は法定相続人が存在すれば法定相続人が相続するが、法定相続人がいない場合には最終的には国庫に帰属することになる。遺言書の内容は熟慮して作成されるケースが多いだ

けに大変残念な思いをすることが多いのもこの類型である。

次に、ややこしいことではあるが、遺言者が法律用語を誤用している場合である。本来、「相続させる」と記載すべきところを「贈与する」「遺贈する」と書いてしまったために、本来必要でない手続きを要する場合もある。最終的に受遺者に所有権が帰属するという法律効果は同じでも、法律構成が違うことで手続きが全く変わってくる。このようなことは一般の方が知るはずもなく、誤用してしまうのである。

ほかにも自筆証書遺言での形式面での要件不備により遺言書自体が無効になることもある。最近では最高裁判例で花押が有効な押印として認められなかった事案も記憶にあたらしい。

公正証書にしていれば、自筆証書遺言による基本的または思い込みによるミスも防げたのと思うことも多々あるので、公正証書には先に挙げたデメリットを上回る大きなメリットがある、ように思う。

**財産に関する遺言書を
作成しないことが一番の問題**



今回は自筆証書遺言の注意すべきことについて触れたが、実は、自筆であれ公正証書であれ遺言書を作られる方はまだ良いの

である。

一番の問題は「財産に関する遺言書を作成しないこと」だと私は考えている。

りす倶楽部の紙面ではこれまで何度も遺言相続の基礎知識の確認記事を掲載しているが、それでもまだまだ誤解が多いようだ。

一つに残っている案件がある。それは、りすに対する預託金の余剰金とある方に遺贈したいとの「死後事務に関する遺言書」を作成された方が、「財産に関する遺言書」を残さずに止まったことがあった。この方は余剰金を遺贈する方を心から信頼しており、おそらくはご自身の財産すべてに関する遺産の余剰金をその方に遺贈したいと思っていたのではないかと判断できる節があった。ところが財産全体の遺言書を残されなかったために、法定相続人のいらつしやらなかつたこの方の遺産のほとんどが『国庫に帰属』することになってしまったのだ。ご本人はさぞかしご無念であったと思うが、法定相続人が不存在であれば国庫に帰属すると法律は定めている。

この事例は特殊な事例ではあるが、よく見聞きするのは法定相続人を誤解しているケース、法定相続で構わないと考えているが実際は法定相続人が見つからない、協力してくれない等、手続きが複雑怪奇になっ

(4ページ下段へ続く)

2017年版「私の遺言」 ～原稿締切り迫る～

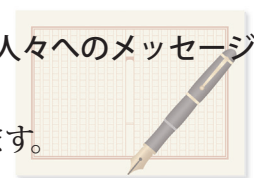
戦争の惨禍を次の世代に伝えたい、平和を守っていききたいという私たちの願いから、昨年8月に書籍「戦後70年、私の遺言」が生まれました。

発行後、本書への感想をたくさんいただいていますので、その一部をご紹介します。

「戦後の大変な思いを新たにしています」
 「体調不調で参加できなかったことを本当に残念に思っています」
 「天災だけでなく、人災も忘れた頃にやってくるということを肝に銘じて、生きたい」
 「大勢の方々の戦後よく分かります。寄贈先学校の図書館職員の方から生徒に読んでもらうように勧めますと、聞いております」
 「私自身できることから始めよう」
 などなど。

このような皆さんの思いを、2017年版「私の遺言」として出版したいと思っています。次のようなテーマで原稿をお寄せください。

- ① 2016年版「戦後70年、私の遺言」に体調不良その他の理由で執筆の機会を逃した方
- ② 皆さんのお書きになった文章を読んで、それに関連してご自身体験したこと、感じたこと、思ったことなど感想文として書いてくださる方
- ③ ご自身の母校などへの寄贈活動にご協力くださった際の先生方の反応や感想など書いてくださる方
- ④ その他、次代を背負う人々へのメッセージをお寄せ下さい。
 よろしく願いいたします。



原稿募集要項

1. 原稿締切日：2017年5月末日
 まだまだ時間があるとお考えにならないように！
2. 文字数：1,000文字目安。タイトルも忘れずおつけください。
3. 原稿に記載いただく項目：
 住所・氏名・性別・年齢・電話番号
 匿名希望の方はその旨を明記願います。
4. 出版時期：2017年7月頃
 (8月8日に出版記念パーティーを予定)
5. 原稿送付先
 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-4-5-5F
 NPO りすシステム内 ARCO 通信編集部 宛
 FAX：03-3511-3278 TEL：03-3511-3277
 メール：z-pro@liss-system.com

(3ページ下段より続き)

ていくケースなどである。これらの問題発生案件を見ていると、すべての方が財産に関する遺言書作成を検討する(セルフチェック)ことが理想と思えてくる。

すなわち、すべての方がご自身の法定相続人が誰であるのかを確認し、ご自身の財産をどのようにされたいのかを検討する。このような検討の結果、「この法定相続人に法定相続分の割合で相続されることよい」との判断のもと遺言書を作成しない場合であれば良いし、そうではない場合には次の段階として遺言書の作成を検討すればよい。

ご自身の意図しない相続、あるいは法定相続人が『争族』にならないよう、セルフチェックをなさることが有効ではないだろうか？

次号から、長谷川範子先生に執筆いただく、コラム「暮らしの中の法律」がスタートします。

長谷川先生に担当いただいている毎月の法律相談のケースや、皆様からのご要望を参考に、体系的に暮らしに役立つ法律知識を学べるようなコラムを書いて下さるよう、お願いしています。

ご期待下さい。



セコム・ホームセキュリティのご案内

日頃から健康や防犯に気を付けていても、突然何が起こるかわかりません。

りすシステムが推奨する「セコム・ホームセキュリティ」は24時間365日休みなくあなたの「もしもの時」に対処します。救急通報・センサーによるライフ監視・防犯・火災・非常通報等に対応し電話の応答がない場合はセコムの緊急対応員がただちに駆けつけます。異常があった場合には119番と同時にりすシステムに連絡が入ります。いのちと暮らしを守るため、ぜひ「セコム・ホームセキュリティ」の設置をお勧めします。



セコム説明会のご案内

東京

**【日時】 4月15日(土) 12:30～13:00
16:00～16:30**
4月18日(火) 15:00～15:30
5月15日(月) 12:30～13:00
16:00～16:30
5月18日(木) 15:00～15:30

【会場】 NPOりすシステム 北の丸ガラスゲート1F
東京都千代田区九段北1-4-5
【最寄駅】 東京メトロ半蔵門線・東西線・都営新宿線
「九段下」駅(3・5・7番出口) 徒歩5分

【日時】 4月12日(水) 10:00～11:00
5月12日(金) 10:00～11:00

【会場】 リサセンター新木場 (東京都江東区新木場4-6-13)
【最寄駅】 東京メトロ有楽町線・JR京葉線・高速りんかい線
「新木場」駅よりバス8分
※新木場駅から送迎の用意があります
※参加希望の方はご連絡ください

大阪

【日時】 6月23日(金) 14:15～15:00頃

【会場】 西日本支部

大阪市北区東天満1-10-14 MF南森町2ビル4F

【最寄駅】 地下鉄谷町線/堺筋線「南森町」駅徒歩3分
JR東西線「大阪天満」駅徒歩1分

* 談話サロン終了後、セコム担当者が機器の操作方法、契約時や月々の費用、工事について等の説明をいたします。お気軽にご参加下さい。

名古屋

【日時】 5月10日(水) 13:00～14:00

【会場】 中部日本支部

名古屋市中村区名駅3-13-28 名駅セブンスタービル1211

【最寄駅】 JR「名古屋」駅徒歩5分

※参加希望の方はご連絡ください

説明会参加お申込みは下記までご連絡ください

りすシステム 0120-889-443



私たちが
担当します!

坂本 はるか
(さかもとはるか)
アシスタント

- 出身地: 島根県隠岐の島
- 趣味: カラオケ
ピアノ、旅行
- 性格: 明るい



土屋 美幸 (つちやみゆき)

- 出身地: 埼玉県朝霞市
- 趣味: 季節の植物めぐり
ヨガ、森林浴
- 性格: マイペース
素直



急病の時などは、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、救急信号がセコムに伝わります。



室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きが確認できなければ、異常事態が発生したと判断し、セコムが対応します。

耳より
情報!

セコム・メディカルクラブ

セコムでは契約された方への生活安心サービスとして「セコム・メディカルクラブ」を設けています。24時間365日豊富な経験を持つ看護師が対応する電話健康相談サービスや、医療機関情報の検索サービスなど、健康に役立つ情報を契約者の方々に提供しています。わざわざ病院に行くほどではないけれど、健康上のちょっとした不安があるときなどこのサービスをご利用ください!

ご自宅でお困りごとやご不安はございませんか?セコム・ホームセキュリティで皆様の安心・安全な暮らしのサポートをいたします。使い方はとっても簡単!お気軽にご相談ください。

《お知らせ》

どの支部の行事でも参加できます。事前に連絡の上、ご参加ください。

東日本支部

相談会

暮らしのよろず相談会

▽日 時：4月20日(木) 10時～16時

5月20日(土) 10時～16時

▽会場：北の丸ガラスゲート1階

▽担当：

森 妙子(消費生活アドバイザー)

生前契約スーパーバイザー)

松島如戒(不動産コンサルタント)

杉山 歩(NPOりすシステム代表理事)

末藤康宏(りすネット不動産事業部)

宅地建物取引士

福祉住環境コーディネーター)

▽締 切：一週間前までにお申込みください

東日本支部

法律相談

▽日 時：4月13日(木) 13時～15時

5月16日(火) 13時～15時

▽会場：北の丸ガラスゲート5階

▽担当：長谷川範子弁護士

▽締 切：1週間前までにお申込みください



東日本支部

見学会

りすセンター新木場 見学会

▽日 時：4月12日(水) 13時30分～

5月12日(金) 13時30分～

▽会場：りすセンター新木場

▽締 切：前日までにお申込みください

※新木場駅から送迎の用意があります

※Ai(死亡時画像診断)装置の見学もできます

西日本支部

談話サロン

▽日 時：4月はお休みです

5月23日(火) 12時～14時

▽会場：西日本支部事務所

▽参加費：500円(軽食をご用意)

▽締 切：2日前までにお申込み下さい

西日本支部

法律相談

▽日 時：4月19日(水) 13時～15時

5月17日(水) 13時～15時

▽会場：西日本支部事務所

▽締 切：一週間前までにお申込みください

例会のご案内

北日本支部

例会

仙台うみの杜水族館見学と昼食会

▽日 時：4月11日(火) 10時～

▽集合：仙石線 中野栄駅改札前

▽会場：仙台うみの杜水族館

▽参加費：4000円(入場料・昼食代)

▽締 切：4月1日(土)

※参加ご希望の方に詳細を連絡します

※りすシステムの黒澤淑子

生前契約スーパーバイザー

も参加します



仙台うみの杜水族館 HPより

西日本支部

例会

懐かしい大阪万博の象徴「太陽の塔」に集い

お花見を楽しみましょう

▽日 時：4月11日(火) 11時～

▽集合：万博記念公園中央口

▽昼食会場：日本料理「花せんり」

▽参加費：4000円

▽締 切：4月3日(月)

※参加ご希望の方に詳細を

連絡します

※りすシステム杉山代表も



「花せんり」HPより

なんでも談話室だよ

東日本支部 平成29年1月17日(火)

リუსシステム 生前契約スーパーパーバイザー
黒澤淑子

「おめでとつございます」

2017年最初の談話室は、出席の方々が交わす新年の挨拶で始まった。

大寒を前にして、入浴時の事故が多いので、「どう注意したら良いか」と話し合う。その話題から、救急車を呼ぶか？と迷った時にはどうする？#7119に相談しよう。でもそれも出来なかったら？「やっぱりセコムじゃないの？」「セコムさん、よろしくお願いします」などと話が盛り上がって、やっと昼食。

入浴前には「水分を摂ることが大事」と知ったが、もちろん食事の時も水分補給を忘れずに。

寒さに直面して、一枚しかないカイロはどこに貼る？それが話題になると、誰かのバッグから新品のカイロが。背中モデルの登場で「カイロはここに貼る」「こっちのほうがいい」等の指示に従い移動する。結果、肩甲骨の間に貼るのがベストと一同納得。

今年もよろしく願います。皆様、ご参加くださいますよう、お待ちしております。



総合案内

参加ご希望の方に
詳細をご連絡します

香りと炭にふれあう集い
in 吉四六村

開催日：5月8日(月)

千葉県富津市の吉四六村で、竹の炭焼き、エッセンシャルオイル抽出体験、炭焼きのバーベキューを楽しみましょう。松島如戒村長お手製の天ぷらも、お召し上がりいただけます！

時間：8時50分集合 9時出発、17時解散予定

集合場所：北の丸ガラスゲート1F 会議室

会費：5,000円 定員：25名程度

※定員になり次第、締め切りいたします

指導：

谷田貝光克先生

香りの図書館館長
東京大学名誉教授

谷本丈夫先生

牧野植物同好会会長
宇都宮大学名誉教授



第13回 桜の苗づくりと
納骨慰霊祭の旅

大分県由布市 功德院 ぶんご城山納骨処

日程 4月2日(日)～3日(月)

宿泊 別府 杉乃井ホテル HANA館
〒874-0822 大分県別府市観海寺1

参加費 6万円

◎4月2日(日)

- ・羽田空港 JAL663 便 9:50 発、大分空港 11:30 着
- ・ビューレストランスカイラインにて昼食
- ・桜の苗づくり作業、しいたけ狩り、山菜とり
- ・「別府杉乃井ホテル」にて懇親会

◎4月3日(月)

- ・功德院本院にて納骨慰霊祭
- ・レゾネイトクラブくじゅうにてバイキングで昼食
- ・道の駅で買い物
- ・大分空港 JAL672 便 16:55 発、羽田空港 18:25 着

※全国から参加できます



第105回 日本水彩展 鑑賞会

開催日：6月8日(木) 会場：東京都美術館

福井大海先生にご案内いただき、恒例の『日本水彩展鑑賞会』を開催いたします。詳細は次号でお知らせいたします。

支部



活動記

北海道・北日本支部

▼Kさん(86才・女性)は、今までヘルパーや近所の方、友人に助けられ、自宅で生活していました。

りすシステムとの契約のきっかけは、1年前に入院の際、退院後の生活を検討する中で保証人の問題に直面した時でした。

担当のケアマネが、りすシステムを紹介してくれました。そんな経緯で契約したため、本人の気持ちとしては、保証人の役割がクローズアップされ、それだけがりすシステムのサービスと考えるようになったそうです。しかし今年になって、病気がと立て続けに入院、緊急時にりすシステムが駆けつけてくれ、入院準備や病院の付き添いなどのサポートを利用した結果、りすシステムは「ヘルパーや近所の方、友人」とは違う立場で係わってくれることを実感されたそうです。その結果大きな安

心を得られお元気で生活しておられます。

東日本支部

▼Aさん(88才・女性)は体調を崩され、今年の1月に緊急入院しました。

医師の説明によると、直腸に腫瘍がある可能性が高いとのことでしたが、高齢であることや認知症、終末期医療の希望で積極的な治療を希望していなかったことなどから、詳しい検査は行わず、自然の成り行きに任せることになりました。

住みなれた老人ホーム(以下施設)から病院へ移ったという環境の変化も一因でしょうか、入院直後からAさんは食事を拒絶するようになり、点滴だけでもつなぎとめていました。

1月の終わり、病院と施設から連絡がありました。「退院し施設に戻って様子を見てはどうか」

生活環境を元に戻せば再び食

事を摂れるようになるのではないかと。淡い希望を持って退院しました。

施設では点滴ができないため、食事が摂れなければ、再び病院に戻ることになります。

何でもいらいから口にして欲しい。退院に同行したりりすシステムのスタッフも祈るような気持ちで施設を後にしました。

翌日からAさんの様子について逐一施設と連絡を取り合っていました。再入院を考えていた矢先、施設からAさんが亡くなったとの連絡を受けました。やり場のない思いを抱きながらAさんの死後事務を進めました。

AさんはAi(死亡時画像診断)

を希望しており、火葬直前にCTを撮りました。CT撮影の結果を確認している時、担当技師はふと首を傾げました。彼女の胃の中に異物があることに気づいたので。何も食べていないはずだったので。不思議に思っ施設の方に伺うと、亡くなる直前、大好きだったケーキをひとかけら食べていたことが分かりました。人生の最期にA

さんは好きなものを召しあがった。そう考えると救われた気持ちになり、配慮をしてくれた施設の方に感謝しました。

Aiは死因究明だけでなく、故人の亡くなる直前までの物語を、その場に立ち会えなかった人々にも伝えてくれる装置でもあることに気付きました。

中部日本支部

▼ご主人が亡くなってからずっと一人暮らしのYさん(89才・女性)は、かかりつけの診療所の医師から、介護事業所のケアマネを紹介されました。介護認定を受け、デイサービスに通うなど介護保険サービスを利用しています。

りすシステムともケアマネの紹介で契約に至りました。契約時のYさんの希望は、「できる限り住み慣れた自宅で暮らしたい」ということ。気がかりなことは「主人の納骨ができていないこと」「足が弱って銀行や、買い物に行くのが難儀になってきたこと」でした。

そんなYさんの悩み事をひとつずつ解決するため、りすシス

テムの最初のサポートは、ご主人の納骨でした。近くの菩提寺に合葬式の納骨塔が完成したので、無事ご主人の納骨が出来ました。

ご自身も同じ納骨塔に納骨をしたいとの希望なので、近々申し込みの付き添いをする予定です。

Yさんの口癖は「毎日食べて寝て、テレビを見て寝て、それの繰り返し」です。

足腰が弱ると外出もままならなくなりそうです。単調な日々が想像されます。

そこで今は、月1度の定期訪問に伺って、買い物や散歩の付き添いをしています。

最近、ケアマネから「認知症が進んできたように思う。介護保険サービスの見直しのための担当者会議に出席してください」と依頼を受けました。

今後もケアマネとの情報交換を密にして、Yさんの生活を見守って行きたいと思います。

西日本支部

▼昨秋、遺言（財産）公正証書の見直しを行った大正生まれの

Tさん（96才・男性）。これで一安心と、その後も一人暮らしを続けておられました。

先日、そんなTさんから「一人暮らしは無理となったようだ。人に迷惑をかけてもいけないから、施設を探してほしい」と連絡があり、希望条件などを伺いながら、情報収集を進めていました。

数日後、突然Tさんから「これから受診するので、入院となった場合は頼みます」との電話があり、さらにその翌日に病院から「Tさんが入院されたので手続に来てほしい」との連絡が入りました。面会に伺ったところ、思いのほかお元気な様子で、退院後はこのまま施設で暮らせるようにと、施設入居の手配を依頼されました。

その後、病院の相談員とも打合せをし、事務所へ戻りました。ところが事務所に着いた途端、Tさんが心肺停止の状態になったとの知らせで、急ぎ病院へ駆けつけると、既にご臨終と宣告されました。かすかに微笑を含んだような穏やかな顔でした。担当医の話では「検査終了後、

遅い昼食をすませ、そのまま寝入った様子でしたが…」とのことと、本当に眠るように旅立たれたとのことでした。ご自身の体力、健康状態を真摯に受け止め、心穏やかに過ごしていたTさんでした。

葬儀、火葬を済ませ、現在は企画書に添って、住まいの整理や納骨などの死後事務を進めています。Tさんのご冥福を心からお祈りします。

中国支部

▼脱水症状と栄養失調で緊急入院したSさん（72才・女性）のその後です。入院2ヶ月で点滴が外れ、食事がとれるようになりました。むくみも消え、医師から「いつ退院しても良いですよ」と言われました。

ちょうど介護保険の区分変更の締め切りが迫っていたため、以前の担当ケアマネに依頼し、転居先のケアマネを紹介してもらいました。

ところが、紹介してもらったケアマネは多忙で、期限までに区分変更の対応ができないという返事でした。

そこで区役所に区分変更の延長を申し込み、なんとか退院までに間に合いそうで安心していました。そんな矢先、今度はSさんの受け入れ先の施設から、車椅子に移乗できるまでは受け入れが難しいという連絡がありました。

病院の相談員に事情を伝え、Sさんが施設で生活できる状態になるまで、いまの病院でリハビリを継続できないか、ダメな場合は、リハビリをしてくれる病院の紹介、または介護老人保健施設へ移れるようにしてほしいとお願いし、検討してもらっています。

私たちは家族の役割として、Sさんのためにできる限りのことをしようと思っています。Sさんにはリハビリに励んでいただき、再び施設での生活が送れるようになるまで、応援していきたいと思います。

九州支部

▼りす倶楽部245号で紹介した熊本本Mさん（83才・男性）のその後です。自宅（高齢者マンション）には戻りたくないM

さんには、退院後、①サービス付高齢者住宅②介護付有料老人ホーム③住宅型有料老人ホーム入所の、3つの選択肢がありました。

しかし、震災後の熊本には施設の空きがなく、Mさんは透析が必要で、毎月の利用料が高額になるといふ問題もあります。

Mさん、相談員、ケアマネ、りすで話し合った結果、以前りすでお世話になった介護老人保健施設が、住宅型有料老人ホームを新設するとの情報を得て、昨年8月末に入居することが出来ました。ここならクリニックに隣接し、週3回の透析が受けられ、利用料も年金の範囲内でおさまりそうです。

退去届を出していた高齢者マンションは、次の入居希望者のため早急に原状回復工事が必要でした。管理人、管理会社、りすで話し合っ、工事に着手してもらい、費用の支払いは、Mさんと一緒に銀行窓口に行けるようなるまで待つてもらいました。

その間、白内障手術のため、K大学病院眼科の受診に付添い、

入院の保証もしました。しかし手術前に発熱し、手術ができなくなり退院しました。ホームに戻りましたが、今度は誤嚥性肺炎で病院へ救急搬送され、入院治療後、1月半ばに退院、ようやくホームに戻ることが出来ました。

退院時に銀行窓口が付添い(公正証書等書類持参)、預金の引出、預入、送金等にかなり時間がかかりましたが、無事手続きが完了しました。

2月に入り、再度Mさん希望のK大学病院眼科を受診し、付添いました。医師の説明では「Mさんがどんなに希望されても、現状では白内障手術は不可能。透析も受けておられ、白内障以外にも目の奥に病がありリスクも高い。現在の病状では手術をしなくても失明することはないので、どうしてもというのなら、今後は内科と連携して考えたい」とのことでした。

その後ホームへ戻り、ケアマネ、看護師に診断結果を伝えましたが、Mさんのお気持ちを第一に考えると、今後どのように対応すれば良いか、悩ましい問題です。

大分支部

▼前号のTさん(85才・女性)のケースの続きです。りすシステムの契約後もなく、自宅で倒れているところを発見され、

救急搬送されました。今後のことを相談したいと、妹さん、ケアマネ、民生委員、地域包括センターの方が大分支部にみえました。「Tさんには日頃から、いろいろなサービス(社協・りす・セコムなど)の加入を勧めていたが、本当に慎重な方であり契約したことは聞いていなかった。りすシステムと契約していた。本当に助かりました」とのことでした。

とはいえ、まだ公正証書が作成されていないので、りすシステムとしてはサービスを提供できる状態でありませんので、妹さんからの依頼を書面でいただき、できることからとりかかりました。

発見されたのは12月22日朝でしたが、20日の就寝前に布団の横で倒れたらしく48時間余り、うつぶせの状態だったそうです。

28日はまず寝室の消毒、清掃、台所の生ごみなどの処理、掃除。すでにケアマネさんがこれらの手配をしてくれていたため、作業は皆さんがしてくださいました。

今回は途中からりすシステムが引き継ぐ形で、皆さんに立ち会っていただいて貴重品を回収し、死に装束にと妹さんが選んだ「付け下げ」をお預かりしました。29日午後7時7分Tさんのご逝去の報がはいり、病院に駆けつけ、霊安室で担当医師、看護師、妹さんとりすシステムとでお線香をあげてお別れをしました。

「Tさんがさびしくないように」という妹さんからの依頼で、お別れの花を棺にいっぱい納め、茶毘に付したのは12月31日午前9時30分でした。お元気なTさんとお目にかかったのは一度だけで、まさに一期一会でした。りすシステムを選んでくださったTさんのご冥福を心よりお祈りします。



地球に恩返しTシャツ



左胸のロゴマークが
とってもカワイイ
地球に恩返しTシャツ

カラフルでかわいいロゴ付きの「地球に恩返しTシャツ」お買い上げ金額の一部を、りすシステムから地球に恩返し基金へ寄附いたします。ご協力、よろしく願いいたします。

定 価：2000円（送料込み） サイズ：S・M・L
カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

* 通信販売も承ります。ご希望の方は、
りすシステム 0120-889-443 までご連絡ください。

地球に恩返し運動について

私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
NPO 地球に恩返しの森づくり推進機構

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九（ゼロイチキユウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し」基金に寄附をいただき、ありがとうございました。

池田 君子さん（東京都豊島区） 武田 八重子さん（東京都大田区） 並木 園子さん（神奈川県横浜市）
大坂 孝三郎さん（千葉県四街道市） 竹之内 義夫さん（東京都台東区） 若林 八枝子さん（京都府京都市）
大坂 多恵子さん（千葉県四街道市） 竹之内 トミエさん（東京都台東区）
佐竹 靖幸さん（神奈川県横浜市） 田中 せつ子さん（東京都豊島区）

50音順



※ 2017年2月1日～2月28日現在、10名の方からご寄附をいただきました。
※大坂 孝三郎さん、大坂 多恵子さん、並木 園子さんが1000ポイントを達成されました。

● なんでも談話室 ●

◎なんでも談話室は、開催時間中ならいつでも自由に参加できます。

| | | | |
|--------|-------------|---------|---------------------|
| 北海道支部 | 日時：4月6日(木) | 11時～15時 | 会場：北海道支部事務所 |
| | 日時：5月6日(土) | 11時～15時 | 会場：北海道支部事務所 |
| 北日本支部 | 日時：4月30日(日) | 11時～15時 | 会場：北日本支部事務所 |
| | 日時：5月30日(火) | 11時～15時 | 会場：北日本支部事務所 |
| 東日本支部 | 日時：4月18日(火) | 11時～15時 | 会場：北の丸ガラスゲート1階 |
| | 日時：5月18日(木) | 11時～15時 | 会場：北の丸ガラスゲート1階 |
| 中部日本支部 | 日時：4月10日(月) | 13時～15時 | 会場：中部日本支部事務所 1211号室 |
| | 日時：5月10日(水) | 13時～15時 | 会場：中部日本支部事務所 1211号室 |
| 中国支部 | 日時：4月15日(土) | 13時～15時 | 会場：中国支部事務所 |
| | 日時：5月20日(土) | 13時～15時 | 会場：中国支部事務所 |
| 四国支部 | 日時：4月25日(火) | 13時～15時 | 会場：四国支部事務所 |
| | 日時：5月25日(木) | 13時～15時 | 会場：四国支部事務所 |
| 九州支部 | 日時：4月29日(土) | 13時～15時 | 会場：九州支部事務所 |
| | 日時：5月29日(月) | 13時～15時 | 会場：九州支部事務所 |
| 大分支部 | 日時：4月20日(木) | 13時～15時 | 会場：九州支部事務所 |
| | 日時：5月22日(月) | 13時～15時 | 会場：大分支部事務所 |

● 談話サロン ●

| | | |
|-------|-------------|------------------------|
| 西日本支部 | 日時：5月23日(火) | ※詳しくは6ページのお知らせをご参照ください |
|-------|-------------|------------------------|

● 生前契約説明会・ステップアップ相談会 ●

| 支部 | 電話番号 | 生前契約説明会 | | ステップアップ相談会 | |
|--------|------------------------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | | 日時 | 時間 | 日時 | 時間 |
| 北海道支部 | 011-756-4165 | 5日(1月休み) | 13:30～15:00 | 随時開催 | |
| 北日本支部 | 022-797-2072 | 2日(1月休み) | 13:30～15:00 | 随時開催 | |
| 東日本支部 | 0120-889-443 03-3511-3277 | 10日 | 11:00～13:00 | 15日 | 11:00～12:30 |
| | | | 14:30～16:30 | | 14:30～16:00 |
| | | 24日(3・9月休み) | 13:00～15:00 | | |
| 中部日本支部 | 052-569-2254 | 25日 | 13:00～15:00 | 随時開催 | |
| 西日本支部 | 06-6809-2289 | 7日 | 10:30～12:00 | 26日 | 10:30～12:00 |
| | | | 14:00～15:30 | | 14:00～15:30 |
| 中国支部 | 082-568-1585 | 28日 | 10:30～12:00 | 随時開催 | |
| 四国支部 | 089-933-5670 | 25日 | 10:00～12:00 | 随時開催 | |
| 九州支部 | 092-738-2718 | 24日 | 13:30～15:00 | 随時開催 | |
| 大分支部 | 097-538-6263 | 27日 | 13:30～15:00 | 随時開催 | |

例会・見学会・談話サロン・法律相談のお申込みは…

0120-889-443

生活支援テレホン

0120-332-206

24時間365日いつでも **りすセンター 新木場**

0120-373-959

(海外からご利用の場合)

+81-3-3522-5660